

更新時講習等に使用する教本の売買契約に係る入札説明資料

(内 訳)

入 札 説 明 書 (別添1)

仕 様 書 (別添2)

入札保証金説明書 (別添3)

契 約 書 (別添4)

留意事項

- 質問事項については、F A Xにて警察本部交通部運転免許課あて御提出願います。
- 質問事項への回答については、電話にて行う予定です。

【問合せ先】

〒901-0225

沖縄県豊見城市字豊崎3番22

沖縄県警察本部交通部運転免許課 講習係

電話番号 098-851-1000 (内線: 575)

F A X 098-851-0111

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名
更新時講習等に使用する教本の売買（単価契約）
- (2) 調達する物品
更新時講習等に使用する教本
- (3) 調達する物品等の仕様等
別添仕様書「更新時講習等に使用する教本仕様書」のとおり
- (4) 購入予定数量
173,810部
- (5) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (6) 納入場所

ア 沖縄県豊見城市字豊崎 3 番22	沖縄県警察運転免許センター
イ 沖縄県沖縄市南桃原 4 丁目27番22号	沖縄県警察運転免許センター中部支所
ウ 沖縄県名護市東江 5 丁目20番 5 号	沖縄県警察運転免許センター北部支所
エ 沖縄県宮古島市平良字下里3107番地 4	沖縄県警察運転免許センター宮古支所
オ 沖縄県石垣市字平得343番地の 2	沖縄県警察運転免許センター八重山支所

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 仕様書に適合すること。

3 入札参加のための確認申請、一般競争入札参加資格登録申請に関する事項

本競争入札に参加を希望する者は、2(1)から(4)までに記載する要件を満たしているかの認定を受け、下記に掲げる書類を提出しなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果、要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類及び提出方法

次に掲げる書類を持参又は書留郵便により、(3)に掲げる場所に提出すること。

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書（別紙1）
- イ 沖縄県競争入札参加資格者証の写し
- ウ 誓約書（別紙2）
- エ 個人にあつては、現在事項全部証明書
- オ 納品しようとする物品のサンプル

カ 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）

(2) 提出期間

公告の日から令和8年5月18日（月曜日）の午前8時30分から午後5時まで（開庁日を除く。）に提出すること。郵送の場合は、この期限内に必着すること。

(3) 提出場所

〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22

沖縄県警察本部交通部運転免許課講習係 電話番号098-851-1000（内線575）

4 入札参加資格の有効期間

入札参加の資格を付与された日から令和9年3月31日までとする。

5 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 資本金、基本金その他これらに準ずる資産の額

(6) 電話番号

6 入札方法等

(1) 入札金額は、本調達物品購入にかかる一冊当たりの単価に予定数量をかけたものとする（配送費等納品に要する一切の費用を含む。）。

(2) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限

令和8年5月27日（水曜日） 午前8時30分から午後5時までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 提出場所

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課用度係

(3) 開札の日時及び場所

ア 開札の日時

令和8年5月28日（木曜日）午後2時

イ 開札の場所

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部 1階警察資料館

(4) 入札書の提出方法

ア 直接提出する場合

封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和8年5月28日開札「令和8年度更新時講習等に使用する教本の売買」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

イ 郵送（書留郵便又はこれに準ずるものに限る。）による場合

二重封筒とし、表封筒に『令和8年5月28日開札「令和8年度更新時講習等に使用する教本の売買」の入札書在中』と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、上記(2)イ宛てに入札書の提出期限までに到着するように送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることはできない。

エ 再度の入札を行う入札者にあっては、(3)の日時及び場所に再入札書を持参しなければならない。

オ 入札書の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 開札の方法

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において代理人が行う場合は、別紙「委任状」の提出をしなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情がある場合のほか、開札場を退室することができない。

7 入札参加資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する更新時講習等に使用する教本の売買に係る一般競争入札に限り、適用する。

8 入札保証金に関する事項

「入札保証金について」のとおり。

9 最低制限価格

設定しない。

10 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の単価をもって申込みをした者を落札者とする（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者及びくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(3) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 入札執行人及び立会人

(1) 入札執行人 沖縄県警察本部警務部会計課職員

(2) 立会人 沖縄県警察本部交通部運転免許課職員

12 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課・交通部運転免許課

(2) 所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（会計課）

沖縄県豊見城市字豊崎3番22（運転免許課）

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は再度の入札に加わることができない。（ただし(4)及び(5)に該当する場合を除く。）

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人物が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 談合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

(9) 入札書の表記金額と内訳が一致しない入札

14 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額については、上記契約保証金に準じた額とし、定額てん補とする。）を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年の間に履行期限が到来した2件以上の契約を全て確実に履行したことを証明する書類を提出したとき。

15 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に「銭」未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。